

## 豊川市監査公表第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年1月20日

|         |      |
|---------|------|
| 豊川市監査委員 | 井田哲明 |
| 同       | 鈴木篤男 |
| 同       | 星川博文 |

## 別紙

# 定例監査の結果に関する報告

### 1 監査の対象部署

財務部 財産管理課

### 2 監査の範囲

令和6年4月1日～ 令和7年10月3日

### 3 監査の実施期間

令和7年7月31日～ 令和7年10月3日

### 4 監査の方法

監査対象部署へあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

#### (1) 重点項目

ア 準公金の取扱事務について

#### (2) 一般項目

ア 契約に関する事務について

イ 財産の管理に関する事務について

ウ 補助金・交付金・負担金に関する事務について

エ 公金の取扱事務について

オ 組織に関する事務について

カ 人事に関する事務について

キ 庶務に関する事務について

### 5 監査の実施場所

豊川市役所監査委員室

## 6 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

### (1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。